

高齢者虐待の防止のため指針

軽費老人ホーム福海苑

1 虐待の防止に関する基本的な考え方について

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も高齢者（施設の入所者及び利用者）に対して虐待を行ってはならない。

そのため、当施設の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

○高齢者虐待に該当する具体的な行為

ア 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

イ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

ウ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

エ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

オ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、又はその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待の防止のための体制について

(1) 虐待防止検討委員会の設置・開催

虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、3か月に1回以上開催する。

当該委員会は、専任の担当者、施設長、生活相談員、看護師、介護士、栄養士等で構成します。必要に応じて、医師等の専門職の助言を仰ぎます。

(2) 虐待防止検討委員会の検討事項

ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 職員が虐待等を把握した場合に、下関市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待の防止のための職員研修について

- (1) 虐待の防止のための職員研修は、年2回実施する。
- (2) 新規採用時に、必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施日時、研修内容、受講者等を記録し保存する。

4 虐待等が発生した場合の相談・報告について

- (1) 職員が、虐待と思われる行為や不適切なケアを受けている高齢者を発見（見聞き）したときは、見て見ぬふりをせず、直ちに、上司、施設長に通報する。
- (2) 通報を受けた施設長は、通報を行った職員の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った職員に対し、事実確認を行う。
また、必要に応じて、関係者から事情を確認する。
なお、緊急性の高い事案の場合は、下関市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を優先する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等が発生したと認められる場合には、施設長は、速やかに、下関市（長寿支援課及び介護保険課事業者係）に対し、事実確認の概要及び再発防止策を報告する。
- (4) 施設長は、虐待等を行った職員に対し、対応の改善を求めるとともに、就業規則等に基づき厳正に対処する。
- (5) 虐待防止検討委員会に、虐待等に係る事実確認の内容や虐待等が発生した経緯等を報告し、当該事案を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 必要に応じ、高齢者の家族や関係機関等に対して、説明・報告を行う。

5 成年後見制度の利用について

高齢者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、必要に応じて、下関市社会福祉協議会等の窓口を案内する。

6 虐待等に係る苦情相談について

- (1) 高齢者又はその家族からの虐待等の苦情相談は、施設の福祉サービス苦情受付担当者が対応し、寄せられた苦情内容については、施設の苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情受付担当者及び苦情解決責任者は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者の不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 苦情相談の対応の流れは、上記4によるものとする。
- (4) 苦情受付担当者は、相談者に対し、相談内容に係る顛末とその対応を報告する。

7 本指針の閲覧について

高齢者（入所者又は利用者）及びその家族が、いつでも本指針が閲覧できるよう、当該施設の事務室前に掲示するとともに、当法人のホームページに掲載する。

8 その他

高齢者虐待の防止のための職場内研修を実施するほか、関係団体等が主催する研修等に職員を積極的に参加させるなど、職員の資質の向上に努める。

附 則

この指針は、令和3年12月1日から施行する。